

障 発 0326 第 8 号
こ 支 障 第 69 号
令 和 7 年 3 月 26 日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 〕 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」の公布について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和7年政令第85号。以下「整備令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第84号。以下「期日令」という。）が、本日公布されたところ です。

整備令の内容は別添1及び別添2のとおりです。また、期日令の内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定について、就労選択支援の創設に係る改正事項の施行期日を令和7年10月1日、匿名障害福祉等関連情報及び匿名障害児福祉等関連情報の利用、提供等に係る改正事項の施行期日を令和7年12月1日とするものです。内容について御了知の上、関係団体、関係機関等に周知願います。

なお、就労選択支援の創設については今年度末を目途に必要な省令、告示及び通知の改正等を行うこととしておりその内容は別途通知する予定です。

別添1 整備令及び期日令の官報
別添2 整備令の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。ただし、法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八十九条の二の二第一項及び第八十九条の二の三の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十とする改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第八十九条の二の次に七条を加える改正規定、同法第九十条の次に二条を加える改正規定、同法第一百一条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定並びに同法第一百二十二条の改正規定並びに法第六条の規定並びに法附則第六条、第四十一条及び第四十二条の規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂
厚生労働大臣 福岡 資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第四十三条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 関係政令の整備（第一条―第十九条）
- 第二章 経過措置（第二十条）

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第五条第二十四項」を「第五条第二十五項」に改める。

第十四条及び第二十六条の六中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

第二条 次に掲げる政令の規定中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の二第二項第三号

二 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十一条の十三第一項第三号

（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四号の二十八第一項の項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第四条 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第二十一条中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）第六十四条第一項及び第六十三号第一項の表第六十四号第一項の項

（国有財産特別措置法施行令等の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

一 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）第二条第三項第三号

二 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）第一条第七号

三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第四条第三号

四 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第一号

五 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第七号第八号

六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第五号

（都市公園法施行令の一部改正）

第七条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第八条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第九条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項第二号及び第四十条の二第二項第二号中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第十条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条第二十七項」を「第五条第二十八項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第十二条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(六)項口(5)中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同項ハ(5)中「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十三条 次に掲げる政令の規定中「自立訓練」の下に「就労選択支援」を加え、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

一 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第一条第二項第五号

二 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

(厚生労働省組織令等の一部改正)
第十四条 次に掲げる政令の規定中「自立訓練」の下に、「就労選択支援」を加える。

一 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第九十九条第八号

二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第六号第一号

三 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)第三十二条の二第五号へ

四 特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)第十九条第一号

五 津波防災地域づくりに関する法律施行令(平成二十三年政令第四百二十六号)第十九条第一号及び第二十一条第一号

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)

第十五条 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「同条第十三項」を「同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同条第七号中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十六条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「自立訓練」の下に、「就労選択支援」を加え、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正)

第十七条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正)

第十八条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

附則第三項中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

(こども家庭庁組織令の一部改正)

第十九条 こども家庭庁組織令(令和五年政令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第六号中「第五条第二十四項」を「第五条第二十五項」に改める。

第二章 経過措置

第二十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十三項に規定する就労選択支援については、同法第四十三条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行される日又は令和八年三月三十一日のいずれか早い日までの間は、同条第三項に規定する主務省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

附則

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定(改正法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八十九条の二の二第一項及び第八十九条の二の三の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十九条の二の次に七条を加える改正規定、同法第九十条の次に二条を加える改正規定、同法第九十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条の改正規定並びに改正法第六条の規定並びに改正法附則第六条、第四十一条及び第四十二条の規定を除く。)の施行の日(令和七年十月一日)から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

別添 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 85 号）について

※令和 7 年 3 月 26 日公布

第 1 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、改正法の施行に伴う所要の経過措置を設けるもの。

第 2 改正の内容

- 改正法第 3 条による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「改正後総合支援法」という。）第 5 条第 13 項において、障害福祉サービスとして、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が新たに創設されたことに伴い、就労系障害福祉サービス（就労移行支援及び就労継続支援）を対象としている各制度の一部について、就労選択支援をその対象に追加するとともに、条項の移動等に伴う所要の規定の整理を行う。
- また、就労選択支援の創設に伴い、指定障害福祉サービス事業者（就労選択支援に係るものに限る。）の人員基準等に関し、所要の経過措置を定める。

第 3 施行期日

- この政令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとした。